

別紙

②―1 国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等について

一 右項に掲げる重要文化財を左項のように国宝に指定（四件）

○彫刻の部（二件）

二		一		項 名 称 及 び 員 数	所 有 者				
左	右	左	右						
木造天蓋 （所在金堂）	木造天蓋	木造阿弥陀如来坐像 院覚作	木造阿弥陀如来坐像	三箇	三箇	宗教法人法隆寺	宗教法人法金剛院	一軀	一軀

○工芸品の部（一件）

左	右	項
<p>鼉太鼓</p> <p>一対</p>	<p>鼉太鼓</p> <p>一対</p>	<p>名称及び員数</p>
<p>宗教法人春日大社</p>		<p>所有者</p>

○考古資料の部（一件）

項 名 称 及 び 員 数	所 有 者
<p>右 群馬県綿貫観音山古墳出土品</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、銅鏡 一、金製品 一、銀製品 一、金銅製品 一、青銅製品 一、刀剣類 一、玉類 一、鉄製品 一、須恵器・土師器 <p>附 埴輪残欠 須恵器・土師器</p> <p>（以上石室出土） 一括 十八点 一括 二十三点 一括 八十四点 一括 三十八点 一括 六十六点 二百三十二点 七十九点 二面</p> <p>左 群馬県綿貫観音山古墳出土品</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、銅水瓶 一、銅鏡 一、金属製品 一、ガラス玉 一、須恵器・土師器 <p>附 金属・有機質製品残欠</p> <p>一、埴輪 一、須恵器横瓶</p> <p>附 一、埴輪残欠 一、須恵器・土師器残欠</p> <p>（以上石室出土） 一括 二十一点 一括 五十三点 一括 二十一点 一合 二面 一合 一点 一括 二点 一括 二点 （以上墳丘出土） 一括 一点</p>	<p>国（文化庁保管）</p>

二 右項に掲げる重要美術品に中項に掲げる有形文化財を追加し、左項のように重要文化財に指定（二件）

○古文書の部（一件）

項	名称及び員数	所有者
右	紙本墨書豊臣秀吉自筆辞世和歌 一幅	大阪市
中	血判起請文（十通） 豊臣秀吉朱印状并慶長役陣立書（二通） 四卷 二卷	
左	豊臣秀吉辞世和歌（一通） 豊臣家臣等血判起請文（十通） 豊臣秀吉朱印状并慶長役陣立書（二通） 一幅 四卷 二卷	

○歴史資料の部（一件）

項	名称及び員数	所有者
右	太刀 銘源左衛門尉信國 応永卅四年二月日 一口	茨城県
右	太刀 銘一 一口	

左	中	
<p>一橋徳川家関係資料 一、文書・記録類 一、書画・典籍類 一、器物類 一、写真類</p> <p>二千四十七点 四百六十四点 四百六十四点</p>	<p>一橋徳川家関係資料 一、文書・記録類 一、書画・典籍類 一、器物類 一、写真類</p> <p>二千四十七点 四百五十七点 四百五十七点</p>	<p>太刀 銘一</p> <p>一口</p>

三 有形文化財を重要文化財に指定（三十五件）

○絵画の部（六件）

項	名称及び員数	所有者
一	紙本金地著色夏秋溪流図 鈴木其一筆 六曲屏風	一 双 公益財団法人根津美術館
二	室君 松岡映丘筆 絹本著色 六曲屏風	一 双 公益財団法人永青文庫
三	豫讓 平福百穂筆 絹本金地著色 六曲屏風	一 双 公益財団法人永青文庫
四	絹本著色天台三祖師像	一 幅 宗教法人金台院
五	絹本著色阿弥陀如来像	一 幅 宗教法人金蓮寺

○彫刻の部（八件）

項	名称及び員数	所有者
一	<p>木造千手観音立像 快勢作 <small>（本堂安置）</small> 像内に塩船寺本尊、文永元年十二月、 大仏師法眼快勢等の銘がある</p> <p>木造二十八部衆立像 <small>（所在本堂）</small> うち八軀の像内に文永五年、同六年、 建治二年、弘安十一年、定快作等の 銘、うち二軀の台座に永正九年、法 橋弘円等の銘がある</p> <p>一軀 二十八軀</p>	<p>宗教法人観音寺</p>
六	<p>絹本着色満濟像 土佐行広筆 自賛及び永享六年四月十七日の 自筆開眼供養裏書がある</p> <p>絹本着色義堯像 天正十三年七月義演の開眼供養 裏書がある</p> <p>絹本着色義演像 寛永四年六月十二日堯円の開眼 供養裏書がある</p> <p>絹本着色覚定像</p> <p>一幅 一幅 一幅 一幅 一幅</p>	<p>宗教法人醍醐寺</p>

<p>二 木造明巖正因坐像 院志作 像底に明岩老師尊像、貞治四年、仏師 院志等の朱書銘、像内に貞治四年、作 者院志等の墨書銘がある</p> <p>一 軀</p>	<p>宗教法人正伝庵</p>
<p>三 木造十一面観音坐像</p> <p>一 軀</p>	<p>宗教法人賢林寺</p>
<p>四 木造観音菩薩立像</p> <p>一 軀</p>	<p>宗教法人勝光寺</p>
<p>五 木造如意輪観音坐像</p> <p>一 軀</p>	<p>宗教法人随心院</p>
<p>六 木造能面癒見 千種作 応永二十年二月、千草左衛門大夫作の刻銘がある</p> <p>一 面</p>	<p>宗教法人奈良豆比古神社</p>
<p>七 木造二天王立像（頭部欠） 附 二天王像頭部</p> <p>二 箇 二 軀</p>	<p>宗教法人金剛山寺</p>
<p>八 木造神像 男神坐像 一 女神坐像 一 附 木造神像</p> <p>二 軀 二 軀</p>	<p>宗教法人高千穂神社</p>

○工芸品の部（三件）

項	名称及び員数	所有者
一	菊螺鈿鞍	独立行政法人国立文化財機構
二	金銅密教法具 五鈷杵 種子五鈷鈴 うち一口に貞応三年、うち一口に仁治二年の刻銘がある	宗教法人法音寺
三	染分縮緬地襷菊青海波文様友禅染振袖	丸紅株式会社

○書跡・典籍の部（三件）

項	名称及び員数	所有者
一	福井崇蘭館本医学書	国（文化庁保管）
二	勸修寺聖教 附 聖教箱	宗教法人勸修寺
三	中山世鑑 蔡鐸本中山世譜 蔡温本中山世譜	沖縄県

○古文書の部（六件）

項 名 称 及 び 員 数	所 有 者
一 長屋王家木簡 千六百六十九点 附 平城京跡左京三条二坊出土木簡 百四十点	独立行政法人国立文化財機構
二 伊達家文書（千四十六通） 二十六卷、二十一冊、二十幅、 九百五十三通、一鋪、二綴、二枚	仙台市
三 伊達家印章 附 印譜（四十四通） 三冊、二帖、三十九通	百二十七顆 仙台市
四 松平家忠日記 七冊	学校法人駒澤大学
五 大音家文書（五千七百四十六通） 四十九卷、二帖、 五百七十六冊、二千九百三通、 七鋪、八十二綴、五百十五枚	個人蔵
六 春日大社神事日記（五百十二通） 六卷、五百六冊	宗教法人春日大社

○考古資料の部（五件）

項 名 称 及 び 員 数	所 有 者
一 東京都下宅部遺跡出土品 一、漆工関連遺物 一、土器・土製品 一、石器・石製品 一、木器・木製品	東村山市 二百三点 四十三点 百十九点 二十七点
二 新潟県本ノ木遺跡出土品 一、土器片 一、石器 附 一、剥片 一、石核	津南町 千二百六十六点 百十四点 九点 七点
三 愛媛県朝日谷二号墳出土品 一、銅鏡 一、銅鏃 一、鉄製品 一、ガラス小玉 附 土師器残欠	松山市 二面 四十四点 三十五点 四点 （以上主体部出土） 十七点 （墳丘出土）
四 長崎県福井洞窟出土品 一、土器片 一、石器 附 剥片・削片・碎片	佐世保市 十八点 二百六十九点 三百四十三点

○歴史資料の部（四件）

項 名 称 及 び 員 数	所 有 者
一 長久保赤水関係資料 一、地図・絵図類 八十四点 一、文書・記録類 二百七十九点 一、典籍類 二百七十四点 一、書画・器物類 五十六点	高萩市
二 東京市営乗合自動車（円太郎バス）	東京都
三 河内屋可正関係資料	個人蔵
四 京都電気鉄道電車（京都市交通局二号電車） 明治四十四年、 梅鉢鉄工場製	宗教法人平安神宮
五 宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品 一、金垂飾付耳飾 二点 一、銀装大刀 一点 一、金属製品 百五十点 一、石製玉 三十六点 一、ガラス製品 二十二点 附 一、鉄製品残欠 二百三十九点 一、四号地下式横穴墓出土品 二十九点	宮崎市

四 右項に掲げる重要文化財に中項に掲げる有形文化財を追加し、左項のように重要文化財に指定(三件)

○彫刻の部(二件)

二		一		項	名称及び員数	所有者
中	右	左	中			
<p>木造奪衣婆坐像 弘円作</p> <p>一 軀</p>	<p>木造 初江王坐像 像内に建長三年幸有作の銘がある 一</p> <p>木造 閻魔王坐像 俱生神坐像 二</p> <p>附 木造鬼卒立像 一 軀 木造檀拏幢 一 基</p> <p>四 軀</p>	<p>延年(古実式三番)所用面 二面</p> <p>一、翁 一面</p> <p>一、若女 一面</p> <p>奉施入白山権現御宝前、正応四年三月の銘がある</p> <p>一、老女 一面</p>	<p>翁 二面</p> <p>老女 一面</p>	<p>能面延命冠者 一面</p> <p>奉施入白山権現御宝前、正応四年三月の銘がある</p>	<p>宗教法人中尊寺外十七箇院</p>	<p>宗教法人円応寺</p>

左	中	右	項
久米田寺文書（百三十二通）	久米田寺文書（百十六通）	紙本墨書久米田寺文書 文治三年八月日、同四年十二月日、同五年正月十一日、 正治元年九月日、文曆二年二月十五日、正和五年十一月 日、正和五年十一月日、二月十日、正和五年十一月二十 四日、正和五年後十月十六日、八月七日、七月十七日、 文保二年十一月日、元弘三年十一月二十六日、六月二十 九日、外二正平十二年九月十七日トアルモノ共二十六通	名称及び員数 一 卷 所有者 宗教法人久米田寺

○古文書の部（一件）

左
木造初江王坐像 幸有作 像内に建長三年八月、幸有等の銘がある 一 軀 木造閻魔王坐像 一 軀 木造俱生神坐像 二 軀 木造奪衣婆坐像 弘円作 像内に永正十一年八月、仏所法眼弘円 一 軀 下野等の銘がある 一 軀 木造鬼卒立像 一 軀 木造檀拏幢 一 基

五 右項に掲げる重要文化財を中右項と中中項に分割し、中左項に掲げる重要文化財と中中項を統合し、左項のように重要文化財に指定（一件）

○彫刻の部（一件）

左	左中		中中	右中	右	項
木造神像	木造女神坐像	木造男神坐像	木造御神像 倭国香姫命坐像 大倭根子彦太瓊命坐像	木造倭迹々日百襲姫命坐像	木造御神像 倭迹々日百襲姫命坐像 倭国香姫命坐像 大倭根子彦太瓊命坐像	名称及び員数
七軀	四軀	一軀	二軀	一軀	三軀	所有者
宗教法人水主神社	宗教法人水主神社		宗教法人水主神社	国（文化庁保管）	国（文化庁保管）・宗教法人水主神社	

六 右項に掲げる重要文化財を中右項の名称及び員数に改め、中左項に掲げる有形文化財を追加し、左項のように重要文化財に指定(二件)

○考古資料の部(二件)

項	名称及び員数	所有者
一 右	山形県押出遺跡出土品 一、土器類 深鉢形土器 二十八箇 鉢形土器 一箇 台付鉢形土器 一箇 浅鉢形土器 一箇 小形土器 二十三箇 一、異形土製品 四箇 石器・石製品類 磨製石斧 十六箇 打製石斧 四箇 石匙 三十二箇 石槍 百二十三本 石鏃 百六十二本 石鏃 二百六十二本 搔器 百九十六箇 石錐 百五十箇 三脚石器 二十二箇 異形石器 二十三箇 磨石 二十箇 凹石 二十箇 石皿 五箇 砥石 十二箇 石製裝飾品 九箇 小形石棒 二箇 一、木製品類 赤漆櫛 四箇 盤残欠 十六箇	山形県

左中	右中	
<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、彩漆土器 一、土器・土製品 一、石器・石製品 一、木器・木製品 一、漆付着土器 一、堅果穿孔品 一、繩残欠 一、炭化食物 附一、漆付着土器残欠 一、赤漆塗製品残欠</p> <p>九十五点 三十三点 十一点 十六点 一点 四十四点 四十四点 三百九十四点 三十六点 三十二点</p>	<p>山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、土器類 一、異形土製品 一、石器・石製品類 一、木製品類 一、樹皮製品 一、編物残欠 一、炭化食物 残欠共 一、漆付着土器 附一、漆付着土器残欠 一、彩漆土器残欠</p> <p>五十二点分 五十二点 十二点 一括 一括 一括 八百九十点 三十七点 三十七点 七点 一点</p>	<p>杓子残欠 石斧柄残欠 櫛残欠 手網粹 篋状木製品等 一、樹皮製品 一、編物残欠 一、炭化食物 残欠共 附一、漆付着土器残欠 彩漆土器残欠</p> <p>五十二箇分 一括 一括 一括 十二箇 一箇 一箇 一本 一本 一本 二箇</p>

<p style="text-align: center;">二 右</p>	<p style="text-align: center;">左</p>
<p style="text-align: center;">上総木更津金鈴塚古墳出土品</p> <p>一、刀劍類</p> <p>金銅莊環頭大刀 三口</p> <p>金銅莊環頭大刀 四口</p> <p>金銅莊圭頭大刀 三口</p> <p>金銅莊圭頭大刀 一口</p> <p>銀莊圭頭大刀 一口</p> <p>金銅莊頭椎大刀 一口</p> <p>銀莊雞冠頭大刀 二口</p> <p>金銅莊雞冠頭大刀 一口</p> <p>金銀莊大刀 一口</p> <p>金銅莊大刀 一口</p> <p>其他大刀身・拵金具等 十一口</p> <p>刀子殘欠 一口</p> <p>鐵鏃殘欠 一口</p> <p>銀弭金物 殘欠共 三對</p> <p>鐵胄 一對</p> <p>掛甲札 殘欠 一對</p> <p>馬具類</p>	<p style="text-align: center;">山形県押出遺跡出土品</p> <p>一、彩漆土器 九十四点</p> <p>一、土器・土製品 九十四点</p> <p>一、石器・石製品 八十四点</p> <p>一、木器・木製品 四十一點</p> <p>一、漆附着土器 十六點</p> <p>一、堅果穿孔品 一點</p> <p>一、繩殘欠 六點</p> <p>一、樹皮製品 一點</p> <p>一、編物殘欠 七點</p> <p>一、炭化食物 六十三點</p> <p>附 漆附着土器殘欠 一括</p> <p>一、彩漆土器殘欠 一括</p> <p>一、赤漆塗製品殘欠 九十五點</p>
<p style="text-align: center;">木更津市</p>	

七 右項に掲げる国宝の名称及び員数を左項のように改めることについて（一件）

○書跡・典籍の部（一件）

項 名 称 及 び 員 数	所 有 者
右 醍醐寺文書聖教 六万九千三百七十八点	宗教法人醍醐寺
左 醍醐寺文書聖教 六万九千三百九十三点	

八 右項に掲げる重要文化財の名称及び員数を左項のように改めることについて（一件）

○考古資料の部（一件）

項	名称及び員数	右	所有者
<p>右 兵庫県箕谷二号墳出土品 一、金銅耳環 一、刀剣類 鉄刀</p>	<p>国（文化庁保管）</p>	<p>左 兵庫県箕谷二号墳出土品 一、銅錯銘大刀 戊辰年五月の銘がある 一、金属製品 一、須恵器・土師器</p>	<p>三箇 一口 一口 四口分 一口 十九本 三箇 四箇 十七箇 三箇 四十六箇 二箇 一口 六十一 四十八点</p>

九 右項に掲げる重要文化財の名称を左項のように改めることについて（一件）

○絵画の部（一件）

項	名称及び員数	所有者
右	<p>紙本墨画淡彩 大満送大智 伝狩野元信筆 香巖撃竹 二</p> <p>紙本墨画淡彩 靈雲觀桃、瀧山踢瓶 伝狩野元信筆 石鞏張弓、三平開胸 四</p> <p>紙本墨画淡彩 太公望、林和靖 伝 紙本墨画淡彩 東方朔、西王母 四 紙本墨画淡彩 朱買臣 四 紙本墨画淡彩 山水 二 紙本墨画淡彩 山水 二 紙本墨画淡彩 山水 二 紙本墨画淡彩 果子 四</p> <p>（以上大仙院方丈旧障壁画） （生菴室）</p>	<p>独立行政法人国立文化財機構</p>
左	<p>旧大仙院方丈障壁画 二十四幅</p> <p>紙本墨画淡彩 禅宗祖师 伝狩野元信筆 （衣鉢の間） 六幅</p> <p>紙本墨画淡彩 故事人物 伝（書院の間） 紙本墨画淡彩 果子 伝（書院の間天袋） 十四幅</p>	